

5 監 第 3 1 号  
令和5年11月15日

二本松市長 三保 恵一 様

二本松市監査委員 守岡 健次

二本松市監査委員 佐藤 有

令和5年度定期監査の結果について（提出）

このことについて、地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により令和5年度定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

5 監 第 3 1 号  
令和5年11月15日

二本松市議会議長 本多 勝実 様

二本松市監査委員 守岡 健次

二本松市監査委員 佐藤 有

令和5年度定期監査の結果について（提出）

このことについて、地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により令和5年度定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

# 令和5年度定期監査結果報告書

## 1 監査基準

本監査は、二本松市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠し実施した。

## 2 監査の概要

### (1) 監査の種類（根拠法令）

定期監査（地方自治法第199条第2項及び第4項）

### (2) 監査の対象

#### ① 対象部局

建設部

土木課・都市計画課・建築住宅課・上下水道課

#### ② 対象範囲

令和5年4月1日から令和5年9月30日までの執行分

令和4年度分各種団体に対する補助金

### (3) 監査の実施日程等

① 監査の期間 令和5年10月27日から令和5年11月14日まで

② 監査委員監査 令和5年11月13日・14日

③ 監査実施場所 監査委員事務局

### (4) 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適法、適正、かつ効率的に行われているか、また、それら事業は経費に見合った効果を挙げているか等を主眼とした。

### (5) 監査の主な実施内容

あらかじめ提出を求めた定期監査資料及び書類並びに帳簿類を調査するとともに、部長以下関係職員の出席のもと、事務事業の概要及び執行状況について説明を受け、必要に応じて質疑等を行った。

## 3 監査の結果

事務の執行が適法、適正、かつ効率的に行われているかどうかという観点から監査を実施した結果、概ね適正に執行されていると認められたが、次に記載のとおり改善を要する事項（指摘事項）があったので、内容を十分把握、精査のうえ、必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善及び留意すべき事項で軽微なものについては、監査執行の際に改善を指導した。

#### 4 改善を要する事項（指摘事項）

施設等修繕の事務手続きの中で検査調書が必要な案件において、検査員指定の決裁行為を行っていないものが多数見られたので、市財務規則及び市職務権限規程に基づき適正な事務処理を行うこと。

また、修繕等の発注で未だに随意契約が相当数を占めており、緊急性及び専門性を伴う特殊な事情もあると思うが、常に企業会計の健全な運営推進のために、経費節減を意識した発注方法を検討し見直すこと。

下水道計画区域については、整備効果が高い住宅密集地域の整備がほぼ完了しているとの説明を受けたので、整備効果が低いと思われる計画区域の縮小を含めた全体計画の見直しについて、早期に着手検討し、効果的且つ効率的な下水道事業の運営を期待する。

さらに、特定の職員に超過勤務が集中している事例を確認した。超過勤務命令者である各課長においては、課内の事務配分を各係長と相談しながら、課員の心身の安全に十分配慮していただきたい。